

国保だより

令和4年9月1日発行

令和4年 第4号

保険医療助成課

☎229-3160 FAX 229-5001

10月1日から国民健康保険被保険者証が変わります

現在使っている国民健康保険被保険者証(以下、保険証という)の有効期限は、9月30日です。10月1日からは新しい保険証を窓口で提示してください。

新しい保険証は、9月中旬に国民健康保険被保険者のいる世帯主宛てに簡易書留郵便で郵送します。1通の封筒につき3枚までの保険証が入っています。被保険者が4人以上の場合は、複数の封筒で送付しますので、ご注意ください。

旧保険証は、10月1日以降に各自で処分してく

ださい。

なお、10月2日以降で1年以内に75歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者となる人は、有効期限が

9月30日ではない場合があります。その場合は有効期限までに後期高齢者医療被保険者証が届きます。



マイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みはお済みですか？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには申し込みが必要です。スマートフォンやICカードリーダー付きパソコンを使うか、セブン銀行のATMから申し込むことができます。

対応している医療機関・薬局には、「マイナ受

付」のステッカーやポスターが貼られています。健康保険証利用の申し込みが済んでいても、未対応の医療機関などでは引き続き保険証等が必要です。



こんなときは手続きが必要です

職場の健康保険(扶養も同じ)に加入したとき

社会保険の加入手続きは勤務先を通して行いますが、国民健康保険の資格喪失の届け出に関しては、ご自身で行う必要があります。

手続きに必要なもの

- 健康保険の保険証(対象者全員分)
- 津市国民健康保険の保険証(対象者全員分)
- マイナンバーカード、またはマイナンバーが分かるものと本人確認できるもの

保険証を破損や紛失したとき

破損や紛失をして保険証が使えなくなったときは、すぐに保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所(アストプラザオフィスと久居総合支所市民課時間外証明書発行等窓口、久居アルスプラザ内市民サービスコーナーを除く)に届け

出て、再交付を受けてください。

再交付に必要なもの

- マイナンバーカード、またはマイナンバーが分かるものと本人確認できるもの

交通事故などで国民健康保険を使うとき

第三者の行為によるけがの治療に国民健康保険を使う場合は、保険者(市)への届け出が義務付けられています。本来は、加害者が医療費の全額を負担しますが、国民健康保険を使う場合は、国民健康保険が加害者に代わって一時的に医療費を支払い、後で加害者へ請求することになりますので、必ず事前に連絡し、必要書類を提出してください。

自損事故の場合でも届け出が必要です。ただし、飲酒運転や無免許運転など悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。

ジェネリック医薬品を使っていますか？

ジェネリック医薬品とは、最初に開発された薬(新薬)の特許が切れた後に作られた薬のことです。開発のためのコストが低く抑えられるため、新薬に比べて安いことが多く、経済的負担が軽減されます。また、効き目や安全性などは新薬と同等であることが厚生労働省に認められています。まずは、医師や薬剤師にご相談の上、ぜひジェネリック医薬品を活用してください。

